美郷町での「くらしごと」応援します!!

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、 住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。 ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事を サポートするための事業についてご紹介します。

美郷暮らし促進奨励金

平成30年1月1日以降に住宅整備(新築・購入・増改築・リ フォーム)を行った方を支援します。

対象者 40歳未満の方または18歳以下(高校生相当) の子どもを扶養している方

対象家屋
令和元年度から新たに課税された家屋

交付申請 5月中旬に固定資産税の納税通知書が届いた 後で、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要 書類を添えて7月31日似までに町商工観光交 流課へ提出してください。

交付要件●次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に300万円以上 の住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行い、取 得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること

ベース部分

住宅の固定資産税額相当額の3倍の額

該当するオプション(1~⑤)を ベース部分に加算

- ①町内事業者施工の場合(10万円加算)
- ②移住世帯(10年以上町外在住者)の場合(20万円加算)
- ③18歳以下の子どもが同居する場合(子ども1人当たり10万円加算)
- ④三世代同居(孫世代が18歳以下)の場合(10万円加算)
- ⑤空き家バンク登録物件を取得した場合(10万円加算)

まちなかエリア活性化促進事業補助金

六郷地区の商店街(中心市街地)に『にぎわい』を創出するため、対象地域の 「空き店舗・空き家・空き地」の利活用を支援します。

対象となる方

- ①空き店舗・空き家・空き地の所有者
- ②空き店舗・空き家・空き地の利用事業者
- ※ [まちなかエリア活性化構想] に設定されているまちなかエリアおよび メインストリート区域 (六郷地区の中心市街地内) が対象です。

対象経費および補助金額

【にぎわいスペース創出事業】

- ※必ずしも貸借人が決まっていなくても申請できます。
- (1)空き店舗・空き家の改修、新増築等をするための経費 対象経費の3分の2の額(最大100万円)
- ②空き地の整地、舗装等をするための経費 対象経費の3分の2の額(最大50万円)



【にぎわいスペース活用事業】

空き店舗等を利用し、事業を行うために要する経費 対象経費の2分の1の額(最大200万円)

起業者総合支援事業

創業等を目的とした店舗、事務所等の新築、増改築、設 備等の取得に要する経費を助成します。また、創業後に町 民を常時雇用する場合は、雇用者の人材育成を行う事業に 対して助成します。

- 対象者●町内に住所を有する方で①か②に該当する場合 ①事業を営んでいない個人が、町内で新たに事業を開始
 - ②町内で事業を営んでいる個人が、事業転換や新事業 進出等を行うために町内で法人設立する場合

交付要件●次の要件を満たす必要があります。

- ・創業等する事業が助成対象外業種に該当しないこと (詳細については下記までお問い合わせください)
- ・町税および使用料等の滞納がないこと

- 助 成 額●①事務所等の新築、増改築、設備等の取得に要 する経費の2分の1以内(最大200万円)
 - ※工事費・取得費の合計額が100万円以上の 事業を対象とします。
 - ※設備等の取得は対象経費の2分の1までです。
 - ②起業後3年以内に町民を常時雇用した場合、 1人につき18万円(定額)
 - ③上記雇用者の人材育成(研修等)に要する経費 の全額(上限額:1人につき12万円)
- 申請期限●第1回:5月10日 (第2回:8月9日 (金)、第2回:8月9日 (金)、8月9日 (第3回:11月8日金
- ※交付決定の時期は、受付日にかかわらず、おおむね期限 の1カ月後となります。

UIJターン者正規雇用支援事業

県外在住者の本町企業への就業機会創出と地元定住を 促進し、町内における産業の活性化を図ることを目的に、 UIJターン者を正規雇用した町内企業に対して支援します。

UIJターン者 = 秋田県ふるさと定住機構のAターン希望登録者

対象となる方

UIJターン者を正規雇用した町内企業

助 成 額●正規雇用者(UIJターン者)1人につき 1年目:50万円、2年目:30万円、3年目:20万円

空き店舗対策事業

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借 り上げて出店および起業しようとする事業者に対し、賃貸 料の一部および出店に係る経費を助成します。

対象となる方

空き店舗等を借り上げて出店および 起業しようとする事業者

	分 類	対 象 要 件	助 成 內 容
0	空き家・ 空き店舗活用型	空き家バンクに登録してある空き家・空き店舗の 借り上げに係る契約期間が4年以上であること	・1年目~2年目:賃貸料の2分の1(上限額5万円/月)・3年目~4年目:賃貸料の4分の1(上限額2.5万円/月)
2	空き起業支援室 活用型	空き起業支援室の借り上げに係る契約期間が1 年以上であること	・1年目~2年目:賃貸料の2分の1
8	空き家・ 空き店舗創業型	空き起業支援室に1年以上入居した方で、空き家 バンクに登録してある空き店舗の借り上げに係 る契約期間が4年以上であること	・出店等に要する経費の全額(上限額30万円)

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件 を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介し ています。空き家を借りたい、買いたい、事務所として活用

したいという方が年々増えてきています。ご興味のある方 は下記までお問い合わせください。

申•問●町商工観光交流課 **20187 (84) 4909** 交流•商工班